

平成30年度 松戸市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 市立総合医療センター事業

(1) 病床数

一般病床	592 床
感染症病床	8 床
計	600 床

(2) 年間延患者数

入院患者数	183,960 人
外来患者数	244,000 人
計	427,960 人

(3) 1日平均患者数

入院患者数	504 人
外来患者数	1,000 人

(4) 主要な建設改良事業

医療器械整備	105,909 千円
用地取得事業	107,480 千円

2. 市立東松戸病院事業

(1) 病 床 数

一 般 病 床	198 床
---------	-------

(2) 年 間 延 患 者 数

入 院 患 者 数	53,983 人
-----------	----------

外 来 患 者 数	36,600 人
-----------	----------

計	90,583 人
---	----------

(3) 1 日 平 均 患 者 数

入 院 患 者 数	147 人
-----------	-------

外 来 患 者 数	150 人
-----------	-------

3. 市立介護老人保健施設梨香苑事業

(1) 入 所 定 員

50 人

(2) 年 間 延 利 用 者 数

入 所 者 数	17,155 人
---------	----------

通 所 者 数	401 人
---------	-------

計	17,556 人
---	----------

(3) 1 日 平 均 利 用 者 数

入 所 者 数	47 人
---------	------

通 所 者 数	1 人
---------	-----

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	市立総合医療センター事業収益	19,317,307	千円
第1項	医 業 収 益	16,870,432	千円
第2項	医 業 外 収 益	2,117,202	千円
第3項	看 護 学 校 収 益	169,318	千円
第4項	保 育 所 収 益	160,354	千円
第5項	特 別 利 益	1	千円

第2款	市立東松戸病院事業収益	2,633,614	千円
第1項	医 業 収 益	2,031,721	千円
第2項	医 業 外 収 益	601,892	千円
第3項	特 別 利 益	1	千円

第3款	市立介護老人保健施設梨香苑事業収益	240,204	千円
第1項	施 設 事 業 収 益	222,756	千円
第2項	施 設 事 業 外 収 益	17,447	千円
第3項	特 別 利 益	1	千円

支 出

第1款	市立総合医療センター事業費用	20,724,978	千円
第1項	医業費用	19,767,172	千円
第2項	医業外費用	573,377	千円
第3項	看護学校費用	187,590	千円
第4項	保育所費用	166,837	千円
第5項	特別損失	2	千円
第6項	予備費	30,000	千円
第2款	市立東松戸病院事業費用	2,633,614	千円
第1項	医業費用	2,606,459	千円
第2項	医業外費用	22,153	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	5,000	千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑事業費用	240,204	千円
第1項	施設事業費用	238,638	千円
第2項	施設事業外費用	564	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 623,639千円は、過年度分損益勘定留保資金622,591千円、減債積立金 1,048千円で補てんするものとする。) 。

収 入

第1款	市立総合医療センター資本的収入	880,534 千円
第1項	企 業 債	239,400 千円
第2項	土 地 交 換 差 金	3,000 千円
第3項	出 資 金	617,730 千円
第4項	負 担 金	20,400 千円
第5項	投 資	2 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第7項	寄 附 金	1 千円
第2款	市立東松戸病院資本的収入	59,948 千円
第1項	企 業 債	20,000 千円
第2項	出 資 金	39,946 千円
第3項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第4項	寄 附 金	1 千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑資本的収入	1,002 千円
第1項	出 資 金	1,000 千円
第2項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第3項	寄 附 金	1 千円

支 出

第1款	市立総合医療センター資本的支出	1,461,305 千円
第1項	建設改良費	256,130 千円
第2項	投 資	58,800 千円
第3項	償 還 金	1,136,375 千円
第4項	予 備 費	10,000 千円
第2款	市立東松戸病院資本的支出	96,097 千円
第1項	建設改良費	27,285 千円
第2項	償 還 金	63,812 千円
第3項	予 備 費	5,000 千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑資本的支出	7,721 千円
第1項	建設改良費	6,172 千円
第2項	償 還 金	1,049 千円
第3項	予 備 費	500 千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市立総合医療センター 医療器械整備事業	105,900 千円	証書借入 又は 証券発行	4.5% 以内	この資金は借入先の融通条件により償還する。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
市立総合医療センター 用地取得事業	107,200 千円			
市立総合医療センター 千駄堀地区 新病院建設事業	26,300 千円			
市立東松戸病院 医療器械整備事業	20,000 千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

1. 市立総合医療センター事業	2,500,000 千円
2. 市立東松戸病院事業	300,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医 業 費 用
- (2) 医 業 外 費 用
- (3) 看 護 学 校 費 用
- (4) 保 育 所 費 用
- (5) 施 設 事 業 費 用
- (6) 施 設 事 業 外 費 用
- (7) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 市立総合医療センター事業	
(1) 職 員 給 与 費	10,097,131 千円
(2) 交 際 費	117 千円
2. 市立東松戸病院事業	
(1) 職 員 給 与 費	1,811,596 千円
(2) 交 際 費	36 千円
3. 市立介護老人保健施設梨香苑事業	
(1) 職 員 給 与 費	177,359 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1. 市立総合医療センター事業 | 2,976,250 千円 |
| 2. 市立東松戸病院事業 | 92,183 千円 |

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健次